

## 第3回東久留米市社会福祉審議会 会議録

日時：令和6年2月14日（水）

午後7時00分～8時50分

場所：701会議室（市役所7階）

### 【事前配付資料】

資料1 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定のための関係団体調査結果報告書

資料2 現行計画（第3次改定）の振り返り

## 1 開会

事務局：

本日はお忙しいところ、ご出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より、第3回東久留米市社会福祉審議会を開催します。

会議は市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっています。本日は〇〇委員と〇〇委員の2人から欠席の連絡を頂いています。出席者は半数に達していますので、会議は成立していることを報告します。

会議の傍聴に関しては第1回の審議会を確認させていただいているように、傍聴希望があれば入っていただくことにしていますので、ご承知おきください。

（傍聴者入室）

## 2 配付資料の確認

事務局：

それでは、次第に沿って進めます。次第の2「配付資料の確認」です。委員の皆さまには事前に資料を郵送しましたが、改めて確認をお願いいたします。

今回の審議会の次第が1枚。

資料1として「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定のための関係団体調査結果報告書」が1部。

資料2「現行計画（第3次改定）の振り返り」が1部。

以上です。配付資料の漏れ等がありましたら、事務局に申し出ただければと思います。

ここからの議事進行は会長にお願いします。

会長：

前回の第1回から時間がずいぶん経過しお久しぶりです。本日は暖かく、冬がどこかに行ってしまった感じです。こうした異常気象になると、災害のことが頭に浮かび、夏は大変なことになるのではないかと考えてしまいます。1月に能登半島地震があり、現地ではご苦労の毎日かと思います。この計画の中でも災害については考えていかなければいけないと改めて思います。被災地の経験をさせていただいた立場からは、能登半島でのさまざまな報道を見ても、言葉は不適切かもしれませんが、「今さら言っても遅い」という気持ちが湧きます。災害が起こってしまった今、報道を通じていろいろな課題を言っていますが、それを問題視しても被災地を苦しめるだけで、平時の取り組みが大切と改めて思います。この計画の中でもそういったところを皆さんと引き続き議論しながら進めていければと思います。

### 3 福祉関係団体アンケート及びインタビュー調査の結果について

会長：

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず次第3の「福祉関係団体アンケート及びインタビュー調査の結果について」の説明を事務局をお願いします。

事務局：

それでは、福祉関係団体アンケート及びインタビュー調査の結果についてご説明します。お配りの資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定のための関係団体調査結果報告書」をご覧ください。

目次にもあるとおり、本報告書では第1章「実施概要」、第2章「アンケート調査の回答結果」、第3章「インタビュー調査の意見」について記載しています。また、参考資料として実際に送付したアンケート調査票も添付しています。

まず報告書1ページ目の第1章「実施概要」についてですが、本福祉関係団体調査は、東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定に当たり、地域福祉、成年後見制度、再犯防止に関する本市の現状や課題を把握することを目的に実施したものです。実施方法は、地域福祉に関する活動、成年後見や再犯防止に関する活動を行う団体等に対してアンケート調査を実施し、その後アンケートに回答していただいた団体等のうち5団体についてインタビュー調査を実施しました。アンケート調査における配付先や回答数等は1ページ目、インタビュー調査の実施先等は2ページ目のおりです。インタビュー調査の結果は、後ほど説明させていただきます。

続いて3ページ目から第2章「アンケート調査の回答結果」についてです。まず、回答した団体の概要はお示しのおり、団体名・活動名、記入者、電話番号、E-mailは掲載を省略しています。回答した団体等の活動区分については、自治会と民生委員に多くお送りしていることから、おおむねその比率に応じた回答数となっています。

4ページ目をお開きください。活動エリアについても多く回答した自治会と民生委員の

受け持ち区域が各ブロックに割り振られている状況ですが、その他ご回答を頂いた団体の活動エリアの多くが市内全域であることと組み合わせると、「市内全域」が最も多く、次いで地域ごと活動のご覧の順位になっています。

続いて⑦主な活動内容についてですが、各団体より記入していただいた内容を4～7ページに記載しています。説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。ここからは地域の現状、課題について伺う設問です。まず問2の「日頃の活動をとおして感じる地域住民の困りごとや支援等が必要なこと」についてですが、「孤独・孤立」が最も多く、次いで「ひきこもり」「近所付き合い」となっています。

9～12ページは、問2で選択した内容についての具体的な事例を記載していますが、「孤独・孤立」「ひきこもり」「近所付き合い」に関する困りごと、また支援の必要性を訴える内容が多く見受けられました。

13ページをお開きください。問3「地域で困っている課題への取組やサービスのアイデア」については「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」が最も多く、次いで「居場所づくり」「ちょっとした相談ができる場」となっています。具体的な内容について13ページ下段から16ページに記載していますが、孤立、ひきこもりの方への支援方法、またそういった方々への居場所や気軽に相談できる体制づくり等についての内容が多く見受けられます。

続いて17ページです。他の活動との連携について伺う設問です。問4の「現在の活動で連携が取れている機関や団体」についてですが、本設問では、他の機関や団体との連携について「かなりできている」「ややできている」「あまりできていない」「できていない」の中から、各機関や団体ごとに選択していただくものです。連携がかなりできている相手は、「福祉保健関係の行政」と「社会福祉協議会」がそれぞれ36%と最も多く、次いで「小学校・中学校」となっています。連携がややできている相手は、「小学校・中学校」が最も多く、次いで「地域包括支援センター」「警察署・消防署」「行政（福祉保健関係以外）」「社会福祉協議会」が並ぶ形になっています。連携があまりできていない相手は、「行政（福祉保健関係以外）」が最も多く、次いで「同じ活動をしている他の団体等」「生活支援コーディネーター」となっています。最後に、連携ができていない相手は「高等学校・大学」が最も多く、次いで「保護司」「特別支援学校」となっています。

続いて19ページです。問5の「今後の活動で連携が必要と考える機関や団体」についてです。本設問では、今後の活動において連携が必要と考える機関や団体について「とても必要」「やや必要」「あまり必要ない」「必要ない」の中から、各機関や団体ごとに選択していただくものです。連携がとても必要な相手は、「福祉保健関係の行政」が最も多く、次いで「社会福祉協議会」「小学校・中学校」となっています。連携がやや必要な相手は「行政（福祉保健関係以外）」が最も多く、次いで「弁護士・司法書士・社会福祉士」と「ボランティアグループ」が並ぶような形の結果です。連携があまり必要ない相手、連携が必要ない相手については、どの機関や団体も30%以下にとどまっています。

20ページをご覧ください。ここでは市の地域福祉について、問6として「活動分野に関

する市や関係機関への要望、市民への期待」を伺っています。20～25 ページにその内容を記載しています。内容は高齢者や障害者、子ども、また孤立や孤独、ひきこもり等の問題・課題を抱えている方々への支援についての要望等、さまざまなものがございしますが、そういった方々の居場所や相談しやすい環境づくり、利用に当たっての分かりやすい周知方法等について市に対応を求めるご意見が多く見受けられました。

続いて 26 ページです。問 7 「地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画への意見」についてです。地域福祉や成年後見制度、再犯防止のそれぞれに関するご意見やその他のご意見について 26～28 ページに記載しています。

続いて 29 ページをお開きください。ここからはインタビュー調査の結果についてのご報告です。当調査は、アンケート調査にご回答頂いた団体から 5 団体にインタビューを行ったものです。インタビューの実施先は、先ほど 2 ページでご案内したとおり、地域福祉に関する団体として NPO 法人おたすけ隊・おかえりパントリーたまご、東久留米市民生委員・児童委員協議会、柳窪一丁目自治会、成年後見制度に関する団体として公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（東京支部）、再犯防止に関する団体として北多摩北地区保護司会東久留米分区に実施しました。各団体のインタビューの内容について説明します。

29 ページをご覧ください。（1）の NPO 法人おたすけ隊・おかえりパントリーたまごは市内で生活困窮者等への食料支援、高齢者や生活困窮者等の困りごとを抱えた方々に対して個別具体的なお手伝いをしています。また、市の福祉関係部署とも連携しながら生活困窮者や高齢者、子育て世帯等への支援を行っています。活動を通して感じる課題等は、「食の支援を通じて目に見えない貧困の多さに驚いた」「食に困っている方はそれ以外にも困りごとを抱えている方が多い」「食の支援を行うと同時に市の制度等について情報提供をしたり、関係部署につなげられるようにしたい」「高齢者宅に支援に伺った際に社会とのつながりの薄さを感じた」等の意見を挙げられていました。

続いて 30 ページの中段から、（2）公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（東京支部）についてです。この団体は主に成年後見制度や申し立て手続き等の相談受け付け、親族後見人養成講座など各種講座の開催、成年後見人等の候補者の紹介、成年後見制度普及活動等を行っている司法書士団体です。課題としては、「後見人が活動を行う際に孤立しないよう、複数の機関や関係者が関わる必要がある」「社会福祉協議会との連携が重要」、また市役所等の課題としては、「福祉部門等で担当者が代わった際には、しっかりと引き継ぎをしておいてほしい」「本人宛ての書類については、市役所のどこの部署でも 1 回申請すれば全ての送付物が後見人のもとに届くようにしてほしい」等の意見が挙げられていました。

続いて 32 ページの（3）北多摩北地区保護司会東久留米分区についてです。保護司の活動としては、刑務所から仮釈放された人等との面接・指導、刑務所・少年院を出た後に帰る場所の環境調整、犯罪・非行防止のための地域での啓発活動等を行っています。課題としては、「今は薬物が簡単に手に入る状況が見受けられ、薬物の再犯が多い」「学校で薬物につい

て教育する重要性を感じる」「再犯防止対策は、仕事（就労）が重要である」「誰もが住みやすい社会にしたいが、地域から犯罪者への白い目がある」等の意見が見られました。

続いて 33 ページ下段から、(4) 東久留米市民生委員・児童委員協議会についてです。インタビューは主任児童委員に行いました。主任児童委員の活動としては、子どもや子育て家庭への支援、学校・関係機関との連携、地域活性化への取組等をしています。課題としては、「NPO 法人等による子育て支援団体の充実、不登校児等の居場所事業の充実や親への支援」「問題・課題を抱える世帯が市のホームページを見て、どこに相談できるか分かりやすくする」等が挙げられました。

最後に、36 ページの(5) 柳窪一丁目自治会についてです。インタビューは自治会長に行いました。活動としては共益費の管理、集会室の管理及び貸し出し、防犯灯の管理、排水管清掃、ごみ置き場の管理、草取り等を行っているとのこと。課題としては、「不法投棄が多い」「役員のなり手がいない」「自主防災組織がない」「自治会によっては、ひきこもりや精神障害、ごみ屋敷等のさまざまな課題を抱える人がいる」といったことが意見として挙げられました。

福祉関係団体アンケート調査及びインタビュー調査の結果については以上です。

また、この結果及び次回の審議会でお示しする予定の市民アンケート調査結果を基に、東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定に関してご意見を賜りたいと思っています。

資料1の説明は以上です。

会長：

説明していただいたアンケート調査とインタビュー、また前回皆さまから書面でご意見などを頂いた市民アンケートの調査結果を踏まえて計画に反映させていく流れになります。今回と次回の2回を通して、アンケート調査の結果も計画に盛り込む入り口になりますので、お気付きになった点などについて質問、意見を頂ければと思います。

近い活動をしている人もいらっしゃると思いますので、そういったところからでも結構ですので、遠慮なくお願いします。

委員：

8 ページの問2の「地域の現状、課題について」で、孤独・孤立、ひきこもりが課題となっており、社会的孤立が大きな問題として浮き彫りになっていると思います。ここにごみ屋敷や不法投棄、虐待がからんでくる問題が大きいと感じました。これに対する自治体の努力義務の取り組みが必要と思いますが、検討する部署はどこになりますか。

事務局：

課題が複合的になっているところもあると思いますけれども、ひきこもりの入り口からいくと、個別にひきこもりの担当の部署ということではなく、若い人でひきこもっている場

合は児童や子育ての部署で受けたりしています。また「8050」など、高齢の方については包括支援センターが状況を見て、困りごとがあれば福祉総務課で生活困窮の支援を行っているため、相談を受けて課題を見ながら庁内の部署を横断連携する形で対応しています。計画の中でどういうテーマに置くのか意見を頂きながら、計画に位置付けていくことは大事な視点と考えています。

会長：

社会的孤立はどの地域でも問題になっており、ひきこもりといってもいろいろな立場の方がいらっしゃいます。現在の行政にある高齢者や児童、障害者などの専門的なくくりや既存の専門領域では関わりにくい点が問題として多く上がっています。市町村ごとに包括的な支援体制をつくるように社会福祉法の中で定められています。社会的孤立のような方々を1つの専門領域で限定せず、包括的に対応していくことにしていく流れになっています。アンケート調査でこうした問題があることを委員会で確認し、市の包括的な支援体制は地域福祉計画の中ではどう表していけばいいかという話が、この後されていくと思います。今はその入り口にいるのではないかと思ったところです。

委員：

大方の当事者は複合的な課題を抱えています、という課題なのか分かりません。分からないまま飛び込める窓口があって、そこからさらにサービス種を仕分けていくことも必要で、市の場合はどのようにしていくかということだと思います。

会長：

まさにワンストップ・サービスといわれるもので、多岐にわたる相談を受け止めていく窓口を目指す話だと思います。

委員：

同じ問2ですが、今回の団体アンケートを見ると、普段からいろいろな活動に取り組まれている方々だと思います。その割に「適切な相談先が見つからない」が22%あるのは、こうした活動に取り組んでいるにもかかわらず、相談先が見つけれないことは課題だと思います。問3（13ページ）を見ると、「ちょっとした相談ができる場」の割合が高くなっていると思いました。「ちょっとした相談」とは何か、具体的な事例の中で拾うと、気軽に聞くことができたり、会話の中でつながれるなどが出ています。「ちょっとした」の部分はどういうものが求められているかを考えていく必要があると思います。

会長：

質問というよりも、アンケート調査から感じる点でしょうか。8ページの結果から見ると、

関係する皆さんにアンケート調査をしたにもかかわらず、適切な相談先が見つからないのが結構います。13 ページで「ちょっとした相談ができる場」が必要との声も多く、この辺りの分析が今後必要になると思います。内容的に気軽な相談や、特別な相談窓口にいかなくても会話の中から解決していくといった取り組みからヒントが出てくるのではないかとの意見でした。

委員：

今の会話を聞いて、その上にある「居場所づくり」が学齢期から高齢者まで各年代で求める声があると強く感じました。

会長：

それも大事です。会話ができる場面の1つとして居場所や関わりを求める場が、会話を広げていく機会を増やすことにもなります。またお年寄りのサロンに限らず、各年代でそういう声が上がっているとの指摘でした。これも大事なヒントかもしれません。

気付いたところで結構ですから、ぜひ一言ずつでもお願いします。

委員：

15 ページの2段目に、「現状は自治会・町内会の解散を耳にしている」や、「民生委員のなり手がいない」「補充できない」などのコメントがあります。地域づくりを考えた際に自治会や民生委員が大きな役割を果たしているとのイメージがありましたが、市内の自治会などは解散などの厳しい現状がありますか。

事務局：

市と連携しながら、民生委員の担い手を探しているところですが、見つからない状況です。民生委員は3年に1回改選がありますが、年齢の上限も決まっているため新しくお願いできる方よりも、「定年で終わり」という人の人数が多く、苦慮しているところです。民生委員は都道府県の特別職公務員の立場で活動しており、任命する都から公募はできないとの指導もあり、地域活動に熱心な方は地回りをしながらお願いする形になります。自治会については他部所掌のため詳細を把握できていませんが、こちらも担い手が少なくなっている話は伺っています。

事務局：

自治会については市内に幾つかあり、かなり活動されているところや停滞しているところもあります。加入率が半分までいっていないと記憶しています。そういう中で、活動するところとそうでないところがあり、高齢を理由に会長を降りたいけれども、次の担い手がいないとの話も聞いています。

会長：

民生委員の立場から〇〇委員はいかがでしょうか。

委員：

「ちょっとした相談」に関連しますが、自治会がしっかりしているところや交流がある地域はそれができます。私はシニアクラブにも入っていますが、「寝たきりになりそうだ」と相談した先が、対応が分からずに民生委員につないだのですが、シニアクラブなどどこかに所属していると、孤立していないため相談や困りごとへの対応がつながっていくと思います。そのようなことができる場を設定しなければいけないとの意見がありましたが、設定しなくても何とかできるのが自治会や隣近所の交流ではないかと思います。それを活発化していくことが地域福祉では最も大事だと思います。その中で民生委員の存在感を強くしなければいけません。民生委員を知らない人は多く、アピールしなければいけないことも課題の1つです。民生委員には権限もないし、つなげることしかありません。つなげることで、民生委員同士で相談もできます。そういう意味では、民生委員の大事さはあると思いますし、自治会もそういう役割を担うと思います。シニアクラブも高齢者については見えていますので、そういう団体や活動しているところを包括的につかんでいくことも必要だと思います。その結果、「向こう三軒両隣」も広がっていく気がしています。

委員：

相談窓口ということでいえば、社会福祉協議会も「どんな相談にも乗ります」という体制がつくられています。特に子どもや障害者、高齢者の問題の3つはほぼ網羅していると思います。再犯防止の話が出ていましたが、保護司関係のことはしていないのではないかと感じました。また社会福祉に直接関係ある団体が記載されていますが、その素地にある自治会も人が減って、連合会は昨年なくなりました。シニアクラブもそうです。平均寿命や健康寿命が延びて働く人が多くなって、シルバー人材センターも人が減ってきました。文化協会も人が減っています。コミュニティでどう支えるかという機能は全国的に落ちていっており、どう支えていけばいいのか、その崩れに対して大きな危機感を持っています。これに対して、シルバー人材センターの方が音頭を取り対応しようとしています。国も予算がなくなりまますから、地域を支える互助が一番問題だと思いますが、そこがなかなか広がりません。計画にはしっかりと書けないかもしれませんが、そういうことも触れてほしいと思います。

会長：

民生委員や自治会のなり手、加入率などの話から実態を説明していただき、それだけの問題ではなく、あらゆるところの人手不足となり、結局、地域を成り立たせている基盤が崩れているとの話でした。このことを計画の中でどう問題としてとらえ、改善方法を打ち出していけるのかということだと思います。

委員：

私が住む自治会は大変活発なところでした。自治会活動もなり手不足で輪番制になっていましたが、その中で防災を主にした自治会にしていこうと毎年、各地に出かけて防災訓練や救急救命を学んだりしています。また自治会の防災倉庫の整理をしたり、消防署の話を開いたり、炊き出しを食べたりするなど活動しています。自治会内の60軒ほどですが、小さなグループに分け、リーダーがメンバーを見る体制づくりもしていました。しかしコロナ禍で見事に集まれなくなり、総会もできなくなり、誰がどこのグループに属するか分からず停滞し、また全戸に配布し玄関先につり下げておく「無事ですカード」も行方が分からなくなりました。ただ昨年、40～50代の若い方々が声を掛けて飲みに行ったりして20人ほどが集まりました。その後総会の再開につながり、若い人が立ち上がってくれたおかげで高齢の方にも目を配っています。

会長：

素晴らしいと思います。知り合いの33歳で、務めたくて民生委員になった女性がいます。そういう人たちにどうつながるのが大事なところですよ。今のお話は、自治会を活性化させるひとつの切り口としては、住民が最も関心を持ち、主体的に関わる「ネタ」をどう設定していくかがあると思います。お住まいのところではまさにはまったのだと思います。

委員：

引っ越してきた方が同じくらいの年代で、早く溶け込むように声を掛けたら、その人も意欲が出たようで、いいつながりができたのだらうと思います。

会長：

ここに行き着くまでにいろいろな時間やプロセスがあり、積み重ねを繰り返して住民の関係性が濃くなって今があると思います。事例だけを持ってきて、それと同じことを試みたりするのがよく見られる失敗例です。そこまでに到着したプロセスがどうだったのかをひもといていくと、活性化のヒントがあると思います。コロナ禍が明けて、40代、50代の人たちが「飲みに行こう」と言ったのは、そのような素地が長年をかけて出来上がってきたから表れた結果だと思います。いいお話をありがとうございました。

この調査は、この後もここで出たことを確認しながら議論できます。次に進めてよろしいでしょうか。

委員：

障害にはいろいろな幅があり、それぞれにある課題がうまくかみ合わないことが多くありました。防災でくくれば、うまく進むのではないかと考えています。障害を単に障害で分けるのではなく、地域住民の1人として関わるようなきっかけをつくっていければいいの

ではないかと思っていました。

また相談については、相談を受けてもどう解決するかという流れがつかれず、どうつくることが大きな課題です。障害の相談もさまざまな種類の相談があり、サービスとも重なり合い、相談の流れをどうつくるか皆さんとも検討できればいいと思います。

会長：

一言で相談といっても、非常に込み入った部分があります。障害についての整理についても、制度的な相談として対応すべきこと、また日常の会話で解決していけるものなど、いろいろな切り口や視点があります。掘り下げたいところですが、よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

#### 4 地域福祉計画（第3次改定）に係る事業への取組の状況及び評価の結果について

会長：

続いて次第4の「地域福祉計画（第3次改定）に係る事業への取組の状況及び評価の結果について」の説明を事務局をお願いします。

事務局：

「現地域福祉計画（第3次改定）に係る事業への取組の状況及び評価の結果について」の説明を差し上げます。資料2「現行計画（第3次改定）の振り返り」をご覧ください。本報告書は、所管部署との調整を踏まえて取りまとめをした現計画に係る事業への取り組み状況及び評価結果を基に作成したものです。

報告書の内容について目次をご覧ください。第1章「現行計画（第3次改定）の振り返り（総括）」では、現行計画の総括、地域福祉における国の動き、次期計画策定における視点について記載しています。第2章「各事業の進捗状況、これからの課題」では、現行計画での各事業の進捗状況及びこれからの課題について記載しています。第3章「次期計画（第4次改定）で新設する事項」では、地域福祉計画の位置付けや盛り込むべき内容について記載しています。

報告書1ページの「1 現行計画（第3次改定）の振り返り（総括）」についてです。現行計画は、前期・中期・後期の3つのフェーズで事業を進めてきました。フェーズごとの内容はおおむね記載のとおりですが、現行計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大で多くの地域福祉活動や事業の休止、延期を余儀なくされる中、市は地域福祉コーディネーターの配置や体制整備、住民主体の住民自主組織の結成、ひきこもり家族会やフードパントリー事業の立ち上げ支援等に取り組んできました。この間の国の動きは1ページ下段に記載しています。

続いて2ページです。次期計画策定の視点として、次の10年を見据えた新たな取り組み

や必要な仕組みを検討する中で念頭に置きたい、予測される社会の主な動きとして「ア」から「ケ」までの9つの点を挙げています。

続いて3ページ目から「2 各事業の進捗状況、これからの課題」についてです。3ページには基礎情報として、現行計画の施策体系をまとめた表を記載しています。

4ページからは関係部署から報告等があった情報を基に、事業ごとの「主な取組と成果、これからの課題」について、また市内検討委員会の中で意見が出ました事業について次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）を記載しています。

同じく4ページ第4章「新たな支え合いをめざす」、第1節「ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり」、第1項「地域福祉コーディネーター（仮称）の育成」の「主な取組と成果」は、市西部地域に地域福祉コーディネーターを配置し、活動に当たっての活動指標の整理や生活困窮相談支援員との連携体制の整備、また住民自主組織である「住みよいまち弥生」の結成等が挙げられます。課題には地域福祉コーディネーターの認知度の向上、増員の検討やその際の人員、活動拠点、財源等の確保が挙げられました。また次期計画の視点としては、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働してさまざまな活動を行うことが努力義務とされているところ、弥生地区のような取り組みが他地域に広がれば、こうした活動の一助になるとの意見が挙げられました。

続いて6ページの第2節「地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ」の「主な取組と成果」は、地域福祉コーディネーターを中心として、ひきこもり家族会の立ち上げ、フードパントリーの立ち上げの支援を行い、また現行計画の前期ではさらに活動を拡大していくため地域福祉コーディネーターの検証を行ったことが挙げられ、課題には地域福祉コーディネーターと地域活動団体との連携の必要性や、地域福祉コーディネーターの活動検証が中期以降、コロナウイルスの影響により活動指標の確認にとどまったことなどが挙げられました。

7ページの第5章「地域の福祉課題に対応する」、第1節「『支援付き地域』づくり」の「主な取組と成果」は、地域福祉コーディネーターの活動として地域で担うことと公的な対応で担うことの役割分担の仕組みづくりを図っている弥生地区では、住民主体の対応ができる仕組みが整いつつあることが挙げられました。課題には住民主体の地域づくりの意識を醸成する必要があることが挙げられました。

8ページの第6章「地域福祉を推進する公助の役割」、第1節「利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備」、第1項「相談窓口、コーディネート機能の強化」の「主な取組と成果」は、地域福祉コーディネーターの個別支援は西部地域だけでなく、市内全域からひきこもり等の相談に応じ、専門機関につなげる等の対応を行ったことが挙げられました。課題には西部地域以外への地域福祉コーディネーターの配置、配置に当たる人員・活動拠点、財源の確保が挙げられました。

同じく8ページ中段の第2項「権利擁護体制、サービスの質の確保」の主な取組と成果は、市は権利擁護事業を市社会福祉協議会に委託しており、社会福祉協議会で記載のとおり、

苦情対応機関の設置、成年後見制度の周知、PR、利用促進、市民後見人の養成等を行っています。課題には今後さらに需要が増えることが予想される中、新たな体制整備が必要になる可能性があることが挙げられました。

続いて10ページの第2節「利用者への情報提供の充実」の「主な取組と成果」は、市ホームページ等による福祉情報の提供、地区センターでの高齢者向けスマホ教室の開催が挙げられ、課題にインターネット等さまざまな情報ツールの活用、普及の検討が挙げられました。

11ページをお開きください。第3節「在宅療養の推進、在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために」の「主な取組と成果」は、たん吸引器やストマ用装具等の日常生活用具の購入及び修理費の支給、地域の医療や介護の資源の把握等を目的とした東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会の設置及び会議の開催、東久留米市白十字訪問看護ステーションへの東久留米市在宅療養相談窓口の設置等が挙げられました。

12ページの第4節「生活自立支援施策の充実」、第1項「自立相談支援事業」の「主な取組と成果」は、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員による適切な自立相談支援事業及び住居確保給付金事業の実施、子どもの学習支援事業の実施、各相談支援機関との連携等が挙げられ、課題には生活困窮者の早期把握や見守りを行う関係機関・関係者間のネットワーク構築、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げる等が挙げられました。

続いて同じく12ページ中段の第2項「連携に基づく事業推進の視点」の「主な取組と成果」は、生活保護の相談ケースについて関係者による支援会議を月1回実施、民生委員や自立相談支援機関、地域包括支援センター、学校関係者等と連携した活動等が挙げられ、課題にひきこもりや不登校等の問題を抱える世帯への支援、庁内や関係機関間の連携やネットワーク化、相談員のスキルアップ等が挙げられました。

13ページをお開きください。第3項「人的支援体制の整備」の「主な取組と成果」は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の計画的な配置、住居確保給付金事業需要の拡大に伴う相談体制の強化が挙げられ、課題には生活困窮者が抱えるさまざまな生活課題に関する相談を包括的に受け止め、社会的孤独、孤立防止の観点を持ち、支援を行っていく必要があることが挙げられました。また次期計画の視点として、家庭に起因した不登校が増加し、スクールソーシャルワーカーのニーズが拡大しており、養育力に課題を抱える保護者支援に向け、学校とその他の一層の連携が必要なこと。またひきこもりや「8050」問題等の他、社会的孤独・孤立等の問題を抱える人々からの相談内容に応じ、多機関の協働による包括的な相談支援体制の中で適切なつなぎ支援を行っていくことがあり、そのために国の新しい重層的支援体制整備事業の活用も含めて既存の地域資源を生かす視点と不足している部分を補える仕組みを検討することが挙げられました。

14ページの第5節「災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進」の「主な取組と成果」は、災害時要援護者登録名簿の随時更新、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向けた庁内委員会の設置、また本年2月に計画の名称を「東久留米市

避難行動要支援者避難支援計画」に改めることが挙げられました。課題には名簿提供に当たっての個人情報の漏洩防止等が挙げられました。次期計画の視点については避難行動要支援者一人一人の状況に応じて適切に避難誘導等ができるよう、関係機関等と連携して個別避難計画の作成を進めていくことが挙げられました。

15 ページの第6節「参加と交流の促進」、第1項「社会参加の促進」の「主な取組と成果」は、障害者の就労促進を目的とした就労支援事業、雇用促進パネル展等の実施、障害者地域生活支援センターにおける学習活動やレクリエーション活動等の実施、生涯学習センターでの関係団体等による市民向けの生涯学習事業の実施、スポーツセンターでの NPO 法人東久留米市体育協会を通じたスポーツ教室事業の実施等が挙げられ、課題には障害の有無や年齢等を問わず、誰もが楽しんでスポーツができる場の提供等が挙げられました。

同じく 15 ページ中段の第2項「交流の促進」の「主な取組と成果」は、モデル地区（弥生）にある社会福祉法人での子どもから高齢者まで交流ができる秋祭りの開催が挙げられ、課題には当該地区のような活動を、地域福祉コーディネーター主体ではなく住民主体で行う意識の醸成が挙げられました。

17 ページの第7節「福祉のまちづくりの推進」について、「主な取組と成果」は、道路における歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保等のバリアフリー化への取り組みや、上の原地区のまちづくりにおける公共施設を含めた面的な整備、また建築物等の新設、改修の際の、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備及び整備後の現地確認等が挙げあげられました。課題にはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について引き続き推進する必要があることが挙げられました。

18 ページの「3 次期計画（第4次改定）で新設する事項」についてです。次期計画の策定においては、上段に記載されたとおり、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定することとしています。また地域福祉計画の位置付け、盛り込む内容については、国の市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに基づき、主に 18 ページ中段より記載された内容を盛り込む予定です。

「現地域福祉計画（第3次改定）に係る事業への取組の状況及び評価の結果について」の説明は以上です。

委員の皆さまには、事前に次期計画の視点について伺うご意見シートの提出を依頼させていただいております。本日の審議会の議論を振り返り、改めて意見提出もできるように提出期限を1週間後の2月21日にしています。大変お忙しい中、恐縮ですがご協力をお願いいたします。なお、皆さまから頂いた意見や、本日の資料2にある次期計画の視点への反映などについては次回の令和6年度第1回審議会の中で報告し、改めて議論を頂く予定です。

会長：

ボリューム感のある中身でした。今回の会議の時間内で深めることには限界がありますので、お手元に配っているそこに意見をご記入いただくと段取りになっているそうです。

対面で行っているこの時間は、できるだけこの資料2に対する質問を中心に頂きたいと思  
います。先ほどはいろいろな意見交換をさせていただきましたが、この時間内ではそこまで  
掘り下げることができません。例えば、「意識醸成を図るべし」に意図があったかなどの形  
で質問を出していただき、それを踏まえてご意見としてペーパーにも書いて提出してい  
ただく形になります。

この振り返りは市の関係部署内で事業に関わる人たちが事業の振り返りをしたものにな  
ります。7ページの「第1節『支援付き地域』づくり」に、「モデル地区では地域福祉コー  
ディネーターが主体となり、地域づくりを進めてきたが、今後、住民主体となり、地域づく  
りを進めていく意識の醸成が必要」と課題が書かれています。この意識を醸成しなくてはな  
らないような課題や現状があったことが想像できますが、意識の醸成としてどのようなこ  
とが問題だったのですか。

事務局：

この地域づくりでは、弥生地区をモデルとして地域福祉コーディネーターが地域の中  
に入って地域づくりに取り組んでいます。コーディネーターが声掛けし、地域が一定のコンセ  
ンサスの下で地域運営を進めていけるまでに非常に時間がかかりました。地域福祉コー  
ディネーターがメインで付いて取り組みを進めたとしても3年間かかる状況があったので、  
コーディネーターがいくらでもいれば全地域でできるかもしれませんが、地域福祉コー  
ディネーターの力で、全域で地域づくりを進めていくには厳しい状況がありました。そのため、  
意識づくりがなければ地域づくりは難しいという意味合いで意識の醸成を書いています。

会長：

私が思っていた意識の醸成の必要性とは異なる答えが返ってきました。地域づくりは時  
間がかかるもので、3年間取り組んだが、地域福祉コーディネーターが手放せる状況にまで  
至っていないことと、同じことを他の地域で同じように時間をかけて行うのはかなり難し  
いため、地域づくりを進める住民意識を高めなければならないという意味合いですね。

事務局：

そのとおりです。

会長：

今の内容で理解できました。気になったところを質問していただければと思います。

委員：

地域福祉コーディネーターの育成は大きなことだと思います。8ページに「コロナ禍でコ  
ーディネーターの配置拡大ができなかった」とありますが、西東京市が患者の発生率が高か

った状況にもかかわらず、4圏域に各1名だったものを2名に増員した状況があります。コロナ禍だからこそ必要と西東京市が動いたとすると、コロナ禍を理由にするのは少し違うのではないかと思います。

13 ページにある「国の新しい重層的支援体制事業」は本当に大事で、包括的に連携し意識して進めていかなければいけないと思っています。18 ページの5番が国の新しい重層的支援体制整備事業への取り組みに該当するのでしょうか。

事務局：

1点目ですが、西東京市はそのタイミングで重層的支援体制の整備を行う中で増員したのではないかと認識しています。振り返りのところでコロナについて記載したのは、評価がしにくかったとの意味合いで書いたところがあります。

2点目については、「五 解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」ということで、国では重層的支援体制整備事業が実現するための1つの制度として提示されており、それを導入するのはイコールではありませんが、市として包括的にそのような課題をどう解決するかを考え方を整備し、計画に入れるようにいわれているものです。

委員：

国が地方に求める話が多いのですが、市が市制何十年とある中で、いろいろな活動がされています。それらのある程度網羅的にしていかないと、地域を活性化することはできません。地域福祉コーディネーターが3年いても、住民の年齢が高くなれば変わっていくこともあり、東久留米が歴史的にがんばってきた内容を具体的に挙げていきながら、今後必要となる手立てを考えることだと思えます。国の制度に合わせていくと、これまで市の歴史で培ってきたものが見えなくなるような気がします。具体的な取り組みを通して、地域福祉計画が見えてくれば分かりやすい気がします。意見です。

事務局：

振り返りは、現行計画の進捗状況を確認するということと、新設する事項は国から出てきているもので入れていく必要があることの案内でした。今後、新しく福祉の上位計画に位置付けられた地域福祉計画をどのような章立てにしていくかは、ただいま頂いた目指すべき点があると思いますので、そうしたところは事務局で整理させていただき、項目出しをそろえるところが次期計画策定の一步になると考えています。

委員：

地域福祉コーディネーターはかなり努力されて素晴らしい活動と思いますが、住民主体の地域づくりを進めていく意識の醸成に集約されている気がします。これは一番難しいことで、直ちに成果は出ないかもしれませんが、市を挙げて取り組むことが大事だと思います。

別の言い方をすると、価値観のプラスというか、そこまで影響することなので簡単にはいかないと思います。コミュニティが次第に減っていくことも、この辺に問題があるのではないかと考えています。解決の方法があるのならば、取り組まなければいけないと思いますが、ここに書かれた結論は非常に貴重と思います。

会長：

ご意見ということですね。

委員：

15 ページの「モデル地区（弥生）にある社会福祉法人の施設を借りて秋祭りを開催し、子どもから高齢者まで交流できる機会を作った」という取り組みを「チームで取り組み地域共生社会づくり」という小冊子で取り上げました。この取り組みは地域福祉コーディネーターが住民だけと地域づくりをしていくのではなく、この物語には民生委員や特養施設も登場します。住民だけを頼りにするのではなく、民生委員や施設、他のいろいろな団体とつながりながら進めていく必要があります。「住民主体となって地域づくりを進める意識の醸成」だけでは難しいと思います。地域では、社会福祉法人の活動などさまざまな取り組みがありますから、それと合わせていく必要があると思いました。

先日能登に行ってきた、災害関係の記述がある 14 ページが気になります。避難した後の生活復興の視点を入れていく必要があると思います。現地で生活再建などに取り組む住民を見ていて感じたのは、避難して終わりではなく、要配慮者も含めて「避難プラスその先」が入ってくる必要があると思いました。

委員：

社協の歳末助け合いの募金で貸し出した 10 万円を基に活動している 4 団体の実績報告が先日ありました。弥生地区にコーディネーターの種をまき、自治会を越えて活動している人たちが 15～16 人ほどいるようで、人材が育っています。3 年間かかりますが、育っていることは確かです。独自に夏祭りを開いたり、いろいろな情報を印刷してポスティングしたりして、住民一人一人をつなぎたいと活動しているそうです。もう 1 つは、災害時などに AED を使って命を守るといった団体が、AED を使える市民を増やしていく活動を行っており、これも市民をつないでいくものです。それらの団体の発表を聞き、コーディネーターがまいた種は育っており、そんなことも考慮しながら作成していければいいと思います。

委員：

災害のところですが、東京都や東久留米市としてどう考えるか、すり合わせをしていかないといけないと思います。市防災課としては立川断層の地震を想定して防災訓練しているということですが、東京湾であったときそこから避難してくる人も想定して考えていかな

いと、東久留米だけで守るわけでないので隣の埼玉県など広域的な視点と東久留米ができることの重層的な議論も必要と思っています。

会長：

気になっていた点はありませんか。遠慮なくお願いします。

委員：

地域福祉コーディネーターがクローズアップされていますが、地域のネットワークづくりというくくりと考えていいのでしょうか。私は高齢者介護で小規模多機能のケアマネジャーですが、小規模多機能は地域に根差したところで拠点としてネットワークづくりもしていきますし、地域の力も使っていく役割があります。重層的という言葉が出ていますが、個々のところで地域をコーディネートしたり、ネットワークをつくったりする活動もいろいろあるので、「ここは地域福祉コーディネーターによる」というように特化しておくということでしょうか。

事務局：

現計画の内容は、地域福祉コーディネーター導入計画に近いというか、各章に地域福祉コーディネーターが散りばめられている状況です。その計画を基に、このような進捗の確認になってしまう状況です。逆に今頂いた視点は、コーディネーターだけでなく地域のネットワークづくりなどの視点が入るような形になってくると、次期計画策定時のいい視点になるのではないかと感じて伺っていました。

会長：

現計画では、地域福祉コーディネーターを中心にした取り組みの振り返りにならざるを得なかったということです。しかし、今後はそれに沿っていくことではないとのことでした。小さなそうした拠点もネットワークを構築する1つであり、市全域にそれがつながる必要性は誰が仕掛けていくのかななどの意見を頂ければいいと思います。

委員：

15 ページの「1 社会参加の促進」の「主な取組と成果、これからの課題」で「市役所における職場体験」ですが、障害福祉課以外の部署に広がっていないことは大きな課題ではないかと感じています。東久留米商工会などでは人材不足や短時間就労の希望のマッチングのために、「令和の内職」という形で仕事の切り出しを行っています。同じような形で市役所の中でも、軽作業などの仕事の切り出しを行い、就業につなげていただければと思います。現在、実習はあるが、うちの利用者が受けても実習だけで終わっているのが現状です。短時間雇用にステップアップできる仕組みを考えているかが1つあります。また市役所の職場

体験をすることが挙げられていますが、地域のコミュニティカフェでも障害を持つ人の実習を受け入れてくれるところがあり、そういうことは周知されていますか。

事務局：

障害福祉課で職場体験として受け入れさせていただいていますが、先のステップアップについては確認を取らせていただいた上で回答させていただきます。

2点目についてもう一度よろしいでしょうか。

委員：

地域のコミュニティカフェやレストランでは、障害があっても実習の受け入れが進んでいます。そういうことも社会参加の促進の1つになると思いますが、市は知っているかどうかお聞きしたいと思います。

事務局：

その点も含めて確認しながら、どこかの機会でお話をさせていただければと思います。

委員：

障害のある方にとっての社会参加は、親の就労保障が付いてきます。その点が複合的になり難しい課題です。福祉計画の中でも、成人期の障害者の余暇活動という項目をうたっていますが、親の就労保障が常にくっついている現状があります。そこも意識を持っていかないと、社会参加だけをうたってもニーズが合致していない場合がありますから、考慮する必要があると思います。

会長：

そういう視点も大事ということですね。

委員：

そういう視点を持っておかないと、単に社会参加というだけではなかなかニーズに沿わないのが現状としてあります。意見です。

委員：

アンケート調査の団体ですが、皆さんの話を聞いていると、ネットワークや地域のつながりが大事だと思いました。新しい地域共生社会の担い手というところからも追加のアンケートをお願いできないかと思います。地域交流の場になっているコミュニティカフェやレストランの運営者や、介護保険以外の NPO 団体や三師会などについても追加で同じようなことをしていただくと、必要としている課題が見えるのではないかと思います。

会長：

コミュニティカフェや先ほど発言を頂いたところにも広げて、アンケートの追加調査ができないかという質問ですね。

事務局：

即答できませんので検討させてください。関連計画でヒアリング調査などを行っている場合があるので、その辺りの材料の有無を併せて確認させていただければと思います。

委員：

8ページの「2 権利擁護体制、サービスの質の確保」ですが、虐待案件が出てきていますので、虐待防止の記述があってもいいと思います。マスコミなどから虐待の現象面だけが取り上げられますが、根本にある人的不足を踏まえて利用者をどう守っていくのかという視点もあっていいと思います。

会長：

質問という意味ではよろしいでしょうか。読み込んでいくと出てくるとと思いますので、シートに質問として記入していただきながら、併せて意見を整理していただきたいと思います。今、発言していただいた内容でも構いませんので、そういう形でご協力を頂ければ。よろしくお願いします。

それでは、今の部分については終了させていただきます。

## 5 その他

会長：

最後に次第の5「その他」ですが、皆さま方にご提案です。

今回、地域福祉計画に包含して策定する再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進基本計画の検討に際し、本審議会に部会の設置を考えています。部会に属すべき委員については規定上、会長が指名することになっています。会長の私と、成年後見との関係が深い東京都社協、東久留米市社協から参加していただいている〇〇委員、〇〇委員を指名させていただきたいと考えています。部会には専門的事項を調査及び検討させるために臨時の委員を置くことができるとなっています。再犯防止と成年後見の各々から専門の方を1人ずつ臨時委員として市長から委嘱を頂く形を考えています。部会は審議会と合同で開催するとともに、専門的事項を検討する際には部会単独での開催も考えています。部会の設置や委員の氏名は、会長権限あるいは臨時委員の委嘱については市長の権限になっていますが、この場で報告し、ご理解を頂ければと思います。

(一同、了承)

それでは、以上で議事を終了します。事務局から何かありますか。

事務局：

次回の審議会は4月3日（水曜日）午後7時からの開催を予定しています。次回は市民アンケート調査の報告書の提示・説明と、皆さまからのご意見の「次期計画の視点」への反映等を説明して議論いただくことを考えています。詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

会長：

今回は、これまでも皆さまから頂いている意見をさらに具体化し、詰めていく内容に入っていきますので、整理しながら参加していただければありがたいと思います。その1つの基礎資料になるのがシートによる提出の内容になりますので、ご協力をお願いします。

## 6 閉会

会長：

それでは、本日予定した内容はすべて終了しました。委員の皆さまにはお忙しいところ、ご協力を頂きありがとうございました。終了させていただきます。